事業承継の贈与税・相続税が贈与税・相続税がになるによるになるによる。



### 

MBS特例事業承継税制研究会 会長 KASUYA税理士法人 代表税理士

粕谷幸男



お読みください。

業承継を考え始めたら

MBS 特例事業承継税制研究会 会長 KASUYA 税理士法人 代表税理士

粕谷幸男



#### 目次

奥さまと育てた紳士服会社を未来へ託した創業経営者8		後継者にかかる贈与税・相続税を実質ゼロにする制度
後悔しないためには、違いを理解することが重要	マリスクとメリット ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>中小企業のための制度「特例事業承継税制</b> で異なるリスクとメリット
M&A」の違い	で異なるリスクとメリット	<b>中小企業のための制度「特例事業承継税制」</b> と育てた紳士服会社を未来へ託した創業経営者 と育てた紳士服会社を未来へ託した創業経営者
	M - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	体が異なる「事業承継」と「M&A」の違い業承継税制がつないだバトンと育てた紳士服会社を未来へ託した創業経営者と育ない。
	業承継税制がつないだバトンと育てた紳士服会社を未来へ託した創業経営者中小企業のための制度「特例事業承継税制」	業承継税制がつないだバトンと育てた紳士服会社を未来へ託した創業経営者中小企業のための制度「特例事業承継税制」
	と育てた紳士服会社を未来へ託した創業経営者中小企業のための制度「特例事業承継税制」と	と育てた紳士服会社を未来へ託した創業経営者中小企業のための制度「特例事業承継税制」と
中小企業のための制度「特例事業承継税制」とは何かにかかる贈与税・相続税を実質ゼロにする制度		
<b>中小企業のための制度「特例事業承継税制」とは何か</b> にかかる贈与税・相続税を実質ゼロにする制度引き継ぐ2つの選択肢		

「特例事業承継税制研究会」の設立
全国の中小企業診断士と連携し、経営そのものを全面バックアップ55
元気な内に経営者としての理念を引き継ぐ5
経営者の地位こそが、経営者を育てる52
「自分に経営者が務まるか不安な後継者」 「譲りたいけど譲りたくない現経営者」と
Part2 事業承継を機に会社をもっと強くしよう
税理士のリスクを軽減するクラウドサービスの開発
制度の普及を阻む、税理士に対するリスク2
特例事業承継税制が普及しない理由とその解決策
節税シミュレーション3
制度の適用開始後も、定期的な手続きが必要
少しでも可能性があれば、必ず2年以内に申請を!2

#### プロローグ 今、大変有利な税制があることを 会社を未来に残すため、 ご存知ですか?

引退に際して必ず直面する、最後にして最大の課題とも言えるのが「事業承継」、つまり 会社の引き継ぎに関する問題です。 長 い年月をかけて育んできた会社を、どのような形で未来に託すのか。 企業の経営者が

承継は、 引退なんて、まだまだ先のこと。そう思う経営者の方も多いかもしれませんが、 いざその時が来ても一朝一夕に行えるものではありません。引き継ぎには数年単 事業の

6

位 |の準備期間 が求められますし、 病気や事故によって引退の時期が早まる可能性だってあ

ります

年々 めに、 過去最多を更新。 実際 進 令和3年 んで に今、 やむなく自らの代で廃業を選ぶというケースが増加しているのです。 おり、 日本企業の99 (2021年)の後継者難による倒産数は381件にも上り、 経営自体は好調であっても、 事業の引き継ぎ状況が深刻化しています。 ・7%を占める中小企業では、 後継者に事業を引き継ぐことができないた 経営者 東京商工リサー の高齢化と後継者不 チ 2年連続 K よる 調 足が 杳 で

景気の低迷など、事業の維持には多種多様な問題が立ちはだかっています。 るものです。さらに近年では、 生涯 をかけて築き上げてきた会社の経営を手放すのには、 新型コロナウイルス の流行による経営環境の著し 大きな葛藤や不安などが い変化 生じ

事態を避け、

経営者として最後の仕事を理想的な形で成功させるためには、

今の内か

でら準

か

し問題を先延ばししているだけでは、

状況はさらに悪化してしまいます。

そうした

プロローグ 会社を未来に残すため、今、大変有利な税制があることをご存知ですか?

備を進めていくことが重要です。自らの引き際を前もって見据え、今から課題の解決に取

り組

んでいかなければならないのです。

### 会社を引き継ぐ2つの選択肢

現在では承継の中心的手段になりつつあります。 ます。金融機関や仲介会社などのフィービジネス産業からも積極的な紹介がなされるため、 ます。どれだけ好条件で買ってくれる相手を見つけられるかに重きを置いた手段とも言え 売主である経営者にとっては、事業売却の対価を得ることができるというメリットがあり 第三者に売却することで引き継ぐ方法です。言うなれば会社や事業の売り買いですので、 せん。 事業の承継というと、「M&A」を真っ先に思い浮かべる経営者の方も多いかもしれま M&Aは「合併 (Merger)と買収(Acq uision)」の略で、会社を

守ってくれ たして自らの理想とするやり方で事業を引き継いでくれるのか、 ただしM&Aは、 る ō か。 それまでの経営とは関わりのない他者に事業を引き渡す方法です。果 その後の経営方針についての保証はない ため、 従業員や技術をきちんと 不安を感じる経営者の

方も少なくないと思います。

り扱う「事業承継」です。 か し事業の承継方法は、 M&Aだけではありません。もう1つの方法が、 本冊子で取

けて発展・維持させていくことに重点を置いた選択肢と言えるのです。 きた会社の価値や魅力、経営理念、ノウハウなどを丸ごとそのまま引き継ぐことができま かし後継者を育て、 を引き継ぎます。 事業承継では、 つまり、 経営者の持っている会社や事業への思いや情熱を次世代へと託し、 Μ 親族や従業員など、信頼できる相手を自らの後継者にして、 納得のいく形で経営のバトンを渡すことができれば、それまで培って &Aと違い、 事業を譲渡することで対価を得ることはできません。 会社の経営 未来に向

事実です。 かしながら事業承継を行うには、 中小企業にとって最も大きなネックとなるのが、非上場株式の相続税・贈与税 解決しなければならないいくつかの課題があるのも

#### の問題です。

支払 して、先代の経営者が亡くなった場合には相続税として課税され、 ります。そのため、 事業を承継するということは、経営権と共に自社の株式を後継者に譲渡することでもあ い義務が発生します。 会社を引き継いだ後継者には、譲渡された株式の価値に応じた税金 先代の経営者が健在の内に会社を引き継いだ場合には贈与 通常であれば株式 税と の

める税額も2割程度に抑えることが可能。 それに対してM&Aでは、売却の対価として経営者の手元に現金が残る上、 M&Aばかりが盛んに紹介される一因にもなっ 後継者が納

ています。

割から5割の税額を負担しなければなりません。

10

すが、非上場会社の株式は市場で取引をすることができません。場合によっては自分や親 上場株式であれば市場に売ることで、税金の支払い資金を確保することもできま

族 の財産を切り売りすることで、税金を負担するケースも考えられます。

かってしまいます。 そ の É め事業承継には事業を託される側の後継者やその家族にも大きな不安がのしか 実際に家族の猛反対で承継を断る後継者候補も、少なくはありません。

## 後継者にかかる贈与税・相続税を実質ゼロにする制度

担を実質ゼロにすることができる制度で、事業承継に関心のある経営者や後継者にとって れたのが こうした税金の負担を軽減し、中小企業の事業承継を国として後押しするために設けら 「特例事業承継税制」です。承継時に発生する非上場株式の贈与税・相続税の負

は、

非常に有利な仕組みです。

発展させることで日本経済を支えてほしいという考えが根幹にあります。 税の実質負担ゼロは非常に画期的な取り組みです。そこには中小企業に、長く事業を維持 少しでも多くの税金を納めてほしいという国の原則的な考え方からすれば、贈与税・相続 営者も本制度を適用すれば非課税、 例えば株式評価が10億円を超えるような会社であれば、贈与税・相続税にも数億円の税 かかってきます。 これがネックとなり引き継いでくれる人はいないと承継を諦 つまり0円で承継することができるのです。 企業 め には る経

事業承継を考える中小企業にとっては、まさに今がチャンスというべきタイミングを迎え この特例措置は、 令和6年(2024年)3月までに書類を提出する必要があるため、

ちんと理解され、 それにも関わらず特例事業承継税制は、本来この制度を必要とする中小企業経営者にき 活用がなされているとは言い難いのが現状です。

ています。

その最も大きな理由には、 管理・手続きの複雑さが挙げられます。

続税 件を守り、 この この管理が必要な期間に万が一、報告や届出に<br />
ミスや漏れがあった場合には、 の支払いが猶予、 制度を活用するためには、 定期的, な手続きを行わなけ つまり先送りされ、最終的には免除される仕組みだからです。 事業の引き継ぎが済んだ後も、 ればなりません。 そうすることに 長年にわたって一定の要 より、 贈 写税 免除さ L

相

か

れる予定だった税金の支払義務が全額、

しかも利息付きで生じてしまいます。

自身も一税理士として、 さえなされれば、 例事業承継 た思いから私は、 であれば、 こうしたリスクがあることから、 この制度は積極的に活用されるべき選択肢であると強く思っています。 税制 の活用は敬遠され 中小企業にとって非常に有利な制度であることは間違いありません。 専門家の方々と協力して令和3年 お客さまである経営者にとっての本当の利益とは何かを考える る傾向 企業 にあるのが事実です。 の納税をサポートする税理士サイドにとって、特 (2021年) しか K 「特例事業承継税制 きちんとした管 私 琿

研究会」を立ち上げ、 本税制の理解促進と普及に努めています。

ちろんのこと、それを支える税理士の皆さんにも向けて書いたつもりです。 私 は本冊子を、 会社の引き継ぎに不安を感じている中小企業経営者の方々に向けてはも

そうした経営者の覚悟に寄り添い、本人が心から納得できる決断をサポートするのは、税 廃業であれ、 長年にわたり会社を経営してきた経営者にとっては、事業承継であれ、M&Aであれ、 いずれの選択肢を選ぶにしても、その決断には並々ならぬ覚悟が伴います。

理士という職業が持つ大きな使命の1つだと思います。

未来 経営者の皆さまが情熱を注いで存続させてきた会社や事業には、独自の技術やノウハウ そのために特例事業承継税制が、どのように活用できるのか。 に残していくことは、社会全体にとっての大きな利益と言っても過言ではありません。 かけがえのない価値や魅力がたくさん備わっています。 それを次世代に引き継ぎ、 経営者の皆さんと税理士

しく思います。

の皆さん、それぞれが抱える悩みや不安の解消に、本冊子が少しでも役立ってくれれば嬉

KASUYA税理士法人 代表税理士

土 粕谷幸男

### Part 中小企業のための制度

## 特例事業承継税制」とは何か

良い10年間限定の特例措置として、平成30年度(2018年度) る支援制度です。 特例事業承継税制は、 従来の事業承継税制 中小企業の事業承継を促進するために定められた、 (一般措置) の制約を大幅に緩め、 の税制改正で新たに設け より使 税制 い勝手 面に お け

られました。

金の割合も贈与税100 式の数が、**特例措置では全株式**となり、その評価額に対して支払いが猶予・免除される税 具体的な内容としては、それまで最大3分の2に制限されていた、制度を活用できる株 %・相続税80%から贈与税・相続税とも100%となっています。

# つまりこの特例措置を適用すると、事業承継時に発生する非上場株式の贈与税および相

め 続税が全額猶予されるのです。 実質的には非課税で、 自社の非上場株式を後継者へ移転することが可能。 必要な手続きさえ取れば、 最終的には納税が免除 特 され に株価の るた

評価が高 い会社にとっては、 非常にメリットの大きい制度と言えます。

莫大な納税資金を用意する必要も、株価対策のために利益を圧縮するような必要もなく

トから、 なるため、その分の資金を新事業や新製品へ投資することが可能です。 会社を引き継 いだ後継者が税金 の負担を心配することなく、 経営そのものに集中 このようなメ IJ

できるような体制を敷くことができます。

は実際に私が顧問を務めたクライアントの事例をご紹介したいと思います。 それでは皆さまに、この特例措置の具体的な利用イメージを掴んでいただくため、まず

## 奥さまと育てた紳士服会社を未来へ託した創業経営者

波が押し寄せます。戦前には制限されていた人々の服装も和服から洋服に変わり、サラリー 同然の状態から若くして繊維業界に飛び込み、苦労を重ねて経験を積んでこられた方です。 てこられた社長さんがおりました。その方は元々、戦後間もない大阪の地で、丁稚奉公も マンが着る背広も一般に広く普及していきました。 戦後といえば、日本人の生活が大きく変化していった激動の時代。繊維業界にも大きな 私のクライアントの1人に、東京でとある紳士服会社を創業し、長年にわたって経営し

以来、身を粉にして働き、2億円~3億円の年商を上げるまでに会社を成長させてこられ そうした中、東京に拠点を移し、ご結婚された奥さまとの共同経営で紳士服会社を設立。

ただおふたりには、 お子さまがいらっしゃいませんでした。残念ながら奥さまに先立た

ど自身もがんを経験するなど高齢を迎える中で意識したのが、事業や資産の承継問題 個人資産については甥御さんに託すことで決着がついたのですが、 事業の行く末に

ついては深く悩んでいました。

後世に残したいと思うのは、ごく当たり前の心情と言えるのではないでしょうか。 自分一代で終わらせたり、他人に売却するのではなく、何とか信頼できる人に託すことで 亡くなられた奥さまとふたり、手塩にかけて育て上げてきた、かけがえのない会社です。 できることなら、信頼できる仲間に会社を継いでほしい。 大阪から出てきた東京の地で、

大きな障害を乗り越えなければなりませんでした。 取締役の1人が後継者候補となったのですが、そこから実際に会社を引き継ぐまでには なります。しかし後継者探しは一筋縄で行くものではありません。幸いにもこの会社では 引き継ぐお子さまがいらっしゃらない場合、 後継者は通常、 従業員の中から探すことに

そもそも後継者候補には、果たして社長の期待に答えられるだろうか、 社長のそれまで

の苦労や功績、そして会社への思いを知っているからこそ、 経営を引き継ぐには、 大きな

不安やプレッシャーが付きまといます。

### 特例事業承継税制がつないだバトン

それに加えて重くのしかかってくるのが、 経済的な負担です。

かかる計算でした。 この紳士服会社のケースでは、そのまま自社株を承継した場合、 実際に第三者が株を買うとなれば、 その評価額は約2億円にもなる額 約9千万円の相続税が

でしたが、9千万円だって決して簡単に負担できるような金額ではありません。

候補 会社は無借金で経営していましたが、この先どうなるかは誰にも分かりません。 の奥さまやご家族から「そんな税金を請け負って、この先、 会社が傾いたらどうする

の!!」と、

猛反対の声が上がったのも、

仕方のないことと言えます。

20

者が事業運営に専念できる状態で、バトンを渡すことができるのです。社長や後継者はも か かる9千万円の税金を実質ゼロにすることが可能。 そこでご提案したのが、 事業承継税制の特例措置です。この制度を適用すれば、 税負担に対する不安を払拭 株式に 後継

引き継がれることとなりました。その後、創業経営者である社長は、 ながら、 こうして特例事業承継税制を活用することで、奥さまと育てたその会社は後継者へ無事 天寿を全うされました。 会社の存続を見守り

ちろん、最終的には後継者の奥さまも事業承継を受け入れてくれました。

経営者がそこに込めた思いや考えも、一緒に引き継ぐための制度だと私は考えています。 このように特例事業承継税制は、会社や事業そのものだけではなく、その歴史やドラマ、

かし、 9千万円もの税額となる株式の承継は、私にとっても大きな責任が伴う仕事でした。し 経営者人生最後となる社長の望みと向き合い、それをかなえることに貢献ができま

一税理士として、誇らしい仕事ができたと心から感じています。

## 目的自体が異なる「事業承継」と「M&A」の違い

継」と「M&A」の違いについて、あらためてご説明しておきたいと思います。 特例事業承継税制の具体的な仕組みをど紹介する前に、プロローグでも触れた「事業承

合には、 会社を引き継いでもらう方法です。事業を承継するということは、経営権や株式だけでな 既に述べてきたとおり「事業承継」は、親族や従業員など、特定の相手を後継者に立てて、 先ほど例に挙げた紳士服会社は無借金経営でしたが、もしも会社が借金を抱えている場 金融機関への担保や連帯保証人としての個人保証なども引き継ぐことを意味します。 その負債額の保証も後継者が通常引き継がなければなりません。 また、 経営者の

立場からすれば、 会社を後継者へ無償で引き渡すということでもあります。

含めて全てを引き継いでもらうことが可能です。 株式を対価と引き換えに譲り渡すことで、買い手に経営権を承継します。 方法です。 と経営者が変わるだけなので、会社の事業や資産、従業員はもちろんのこと、 方の  $\overline{\mathrm{M}}$ 売却には、「株式譲渡」を行うのが最も一般的です。自ら保有している会社 &A」は、会社や事業の一部を第三者に売却することで、引き継 原則的には株主 負債なども いでもらう

金が入ってくるわけです。 売主である経営者の立場から見れば、 ここに事業承継との大きな目的の違いがあると言えます。 会社を売って現金化することができる。 つまりお

### 選択肢で異なるリスクとメリット

考えて家族に迷惑をかけないためにM&Aで会社を売りたい。こういった気持ちは、 例えば有望な事業を持っているものの、借入を多く抱えている状態なので、自分の死後を 事業承継とM&Aは、どちらの手段が正しい・正しくないというものではありません。

者の切実な心情として、よく理解できるものです。

という場合にも、 ターンもあるでしょう。 また経営者によっては、会社のために個人資産をほとんどつぎ込んでしまっているパ M&Aであれば手元にお金を残すことが可能です。 自己所有の不動産などもなく、 年金だけでは引退後の生活が不安

の稼ぐ力などを含めた、相手との交渉による相対的な企業価値によって算出される点です。 いわば、それまでの経営の成果が通信簿のように評価されて値段が決まるわけです。 ただ注意したいのは、市場取引のない非上場株式の評価額は、その会社の経営状況や将来

が、 主ではない従業員等には還元されないという点に違和感を持つ人がいるのも事実です。 却できたとしても、社員全員で築いてきた会社の対価が、 自分の作った会社がいくらで売れるのか? 希望条件を受け入れてくれる買い手が簡単に見つかるとは限りません。 M&Aにチャレンジする経営者は多くいます 株主であった経営者に還元され株 また、 らまく売

残念ながらどこにもないのです。 てきた従業員やお客さまを、 きると思った相手でも、 た後は、経営には一 そして何よりも気を付けておかなければならないのが、基本的にM&Aで会社を売却し 切タッチできなくなってしまうという点です。取引の段階では信 将来は分かりません。それまで培ってきた技術や理念、 売却先の経営陣が最後まで守り抜いてくれるという保証 大切にし 崩 で

方はさまざまですが、 ていくことが可能です。会長であったり、相談役であったり、従業員であったり、 その点、事業承継であれば、代表権こそ失いますが、事業を引き継いだ後も経営に関わっ 引退後も後継者と共に事業の育成を見守っていくことができます。 関 わ 'n

## 後悔しないためには、違いを理解することが重要

つまり、 Μ & Aは、あくまでビジネス。買い手側の立場からすれば、 メリットがあるか

らこそ、わざわざお金を出して事業を引き継ぐのです。

税金が発生しますので、売り手側にも決して負担がないわけではありません。 費用も支払わなければなりません。大手専門業者の成功報酬は売手会社の売却代金の ちなみに、実際にM&Aを行うに当たっては、専門業者への相談料や仲介手数料などの 最低2千万円とも言われています。 さらに、売却によって得た対価にも所得税などの 5

す。 後悔のない選択をしていただくためにも、 か、 事業承継で会社を後世に残した方がいいのか、M&Aで手元に現金を作った方がいいの どちらが良い・悪いというものでは、 どちらを選ぶべきかは状況によって、また経営者それぞれの考え方によって変わ 決してありません。経営者人生の締めくくりに まずは両者の違いをよく理解していただくこと りま

### 今の内に進めておくべき、 特例事業承継税制の手続きと注意点

ここからは実際に特例事業税制を適用するに当たっての、具体的な手続きの流れを見て

いきたいと思います。

定に則 件)について確認しておく必要があります。基本的には非上場株式会社が本税制 なりますが、厳密には事業承継についてのルールを定めた法律「経営承継円滑化法」 まずは実際に納税を猶予・免除してもらえるのか、 した中小企業の内、 一定の要件を満たしている会社でなければ、 制度を利用するための条件 制度を活用するこ の対象と (適用 の規 要

とはできません。

数 9 0 が範囲 具体的には業種ごとに資本金と従業員数の規模に上限が設けられており、そのどちらか 0名まで認められている業種もあり、 内に納まっていることが求められます。 かなり大規模な会社も非上場であれば対象に といっても最大で、 資本金3億円 従 業員

含まれます。

以上の役員経験が求められるなど、さまざまな条件が細かく定められています。 事業実態についてもクリアすることが必要です。 こと、有価証券の配当や預金の利息のみで収入を得ている資産管理会社ではないことなど、 また、 生計を別にする従業員が1名以上いることや、年度ごとに売上が計上されている その他にも、 譲渡を受ける後継者に3年

税理士や会計事務所など「認定支援機関」による所見も添付しなければなりません。 かどうか、 そのため実際の申請に当たっては、税理士や専門家と共に、自社が本制度を利用できる 確認するのがいいでしょう。 なお申請時の書類には、 中小企業庁に認定された

自社が本制度を適用するとどれだけメリットがあるのか、

事前に猶予額のシミュ

Ì

28

家に相談してみることをおすすめします。 ションなども行った方が効果的ですので、 事業承継に関心があるのであれば、 まずは専門

## 少しでも可能性があれば、必ず2年以内に申請を!

継税 継計 それまでの間に承継を実行すれば前述してきたように、 成 30 年 制度の適用について確認できたところで、真っ先に行わなければならないのが 制 画 (2018年)1月から令和9年(2027年) が期間限定の特例措置である点です。 の提出、 つまり申請書類の提出です。ここで注意しておきたいのは、 制度の適用期間は既にスタートしていて、 納税が全額猶予されます。 12月31日までの10年間ですので、 特例事業承 「特例承 平

までに提出しなければなりません。 ただし、 特例承継計画 (つまり申請書類)については令和6年 当初は開始から5年以内だったのものが、 (2024年) 新型コ 3 月 31 口 ナ 日

ウイ 内に書類を提出しなければ、 迫っています。 i スの影響なども踏まえ1年間延長されましたが、それでも提出期限はあと2年に 期限が再度延長される可能性もなくはありませんが、 特例措置を利用することはできず、 従来の一般措置しか利用 現状としては2年以

することができなくなってしまうのです。

といって、 の承継は令和9年 か しながら計画書の作成自体には、 (2027年)12月までに行えば構いませんし、 そこまで時間がかかるわけではありません。実際 計画書を提出 したから

変更が可能。 道府県の担当窓口へ提出すると、審査を経て2ヵ月程度で確認の通知を受け取ることにな 内に書類だけでも出しておくことが、何よりも重要だということです。特例承継 ただし確認を受けた後でも納税猶予の適用が開始される前であれば、 何年か後に事業承継を行う可能性が、ほんのわずかでもあるのであれば、 必ず承継を実行しなければいけないというわけでもありませ 後継者を変更することもできます。 最終的にはM&Aを選択したって構いま 計 画 計 丙 画 今の [は都 容 ヮ

せん。 とにかく書類さえ提出していれば、 適用の権利を得ることができるのです。

### 制度の適用開始後も、定期的な手続きが必要

道府 ば承継は完了。 その後のプロセスとしては、 県へ提出すると共に、 実際に納税猶予を受けるための手続きとして「特例贈与認定申請書」 贈与税の申告と納税猶予の申請等を期限内にして、 後継者との間に株式贈与契約書を作成し、 贈与を実行すれ 初めて、 を都 贈

の猶予が始まります。

の相続財産 します。 その後、 L か 承継者である先代経営者が亡くなると納税猶予が終了し、 へと切り替えられ、 し納税が猶予されていた株式は、このタイミングで先代経営者か 今度は後継者に相続税の支払い義務が発生します。 贈与税の免除が決定 ら後継 そのた 者

申請 め贈与税免除の手続きと相続税の納税猶予への切り替えを兼ねて、 を提出。 そこからは、 相続税の猶予が開始されます。 この相続税の納税猶予は、 都道府県に「切替確認 後

継者 の死亡または次の後継者への贈与の際に免除されます。

つまり、ここまでのプロセスを全て経ることで、ようやく全ての支払い義務が完全にな

**くなるという仕組みです。**この間、適用要件の維持と都道府県への定期的な報告を行わな

ければならないのです。

まう場合にも、

なお この特例措置では、引き継いだ事業が途中で継続困難となり、 会社がなくなってし

納税猶予額は免除されることになっています。

ここまでが事業承継と納税猶予の大まかな流れです。

合には納税猶予が取り消され、その全額を利息付きで支払わなければなりません。 「年次報告書」や「継続届出書」など、 必要な書類が届出期限までに提出されなかった場 後ほど

れ

などが

■特例事業承継税制による 贈与税・相続税の納税猶予・免除の流れ

> 先代経営者から 後継者へ承継(贈与)

贈与税の発生と同時に 納税猶予がスタート



先代経営者の死亡(相続)

贈与税の免除が決定 相続税の発生と同時に 納税猶予がスタート



後継者の死亡もしくは 次の後継者への承継

相続税の免除が決定制度の適用が終了

※贈与による承継の前に先代経営者が死亡した場合に は、相続税の納税猶予から制度の適用を開始するこ とが可能。

Partl 中小企業のための制度「特例事業承継税制」とは何か

#### 節税シミュレーション

それでは実際に特例事業承継税制で納税が猶予された場合、どれくらいの節税効果があ

後継者候補に十分な納税資金がない場合

事例

るのか、具体的な例を挙げて見てみましょう。

まずは昭和49年8月に設立された、 製缶・板金・鉄骨工事業を営む会社の事例です。

創業者である先先代経営者の病気をきっかけに、平成7年より先代経営者が会社を承

継。 当初は純資産がマイナスだったものの、 年商4億~7億円にまで会社を成長させました。 鉄骨工事業に注力することで黒字化を果

先代経営者の家族は、 配偶者である妻と娘が2人。 次の後継者候補には、 次女の娘

4億2千784万円です。 婿が選ばれました。しかし、ここでネックとなったのが贈与税・相続税の納税負担です。 申し出額で3千万円程度 ケースでは 財 産 の贈与には、 1 株当たり2万-千392円の株式を2万株承継するため、 その金額に応じて最大で 55% の金融資産があっ また、 株式以外の個 たため、 人資産には3千万円 総財産の合計は の 税率 が課税されます。 の不 4億8千784万 動産と、 株価 には合計 今 回 本人

. の

#### 血 族以外の承継には、 税額の2割が加算

円に

なりました。

2億4千28-万5千円に上ります。 続することになりましたが、 株 式 は 後 継 者 が全て承継。 後継 そ の 者 他 が の 負 個 人資 担する税額 産 は は、 先代経営者 控除 などを差 の配 偶 者が し引 全て い て **‡**) 相

最終的には2億9千ー37万8千800円もの金額が課税されることになります。 られた「法定相続人」 さらに後継者候補である次女の娘婿は、 には当てはまりません。その場合は税額に2割が加算されるため、 先代経営者の血族ではない ため、 民法で定め

多くを費やすことになります。 税を可能にしたとしても、 個人財産を処分するか、延納を選択しなければなりません。仮に報酬を引き上げて納 後継者候補がこれだけの税額を支払うには、 個人の財産形成もできず、 後継者候補が引き継ぎを躊躇するのも、 経営者としての報酬だけでは難しく、 相続税の支払いのために人生の 無理は ありま

しかし特例事業承継税制を適用すれば、この莫大な税額が免除されるわけです。 実

せん。

際にこちらの会社では、 先代経営者も平成25年には後継者と代表取締役を交代。平成29年には取締役 現在80歳を迎えられました。 制度を利用して承継計画を進めることになりました。 所有株式 の承継はまだ完了していませんが、 特例承 も退任

継税制を適用して、

贈与ないし相続を実行していく予定です。

36

ている会社は、 先に述べた 「資産管理会社」 に該当するため、 通常であれば特例事業

いては、不動産賃貸業を営む会社の事例です。不動産の家賃収入によって成

り立っ

続

承継税制の適用対象にはなりません。

かし資産管理会社であっても、 事業内容を拡張し要件を満たすことができれば、

**本税制を利用することが可能です。**ここでは、その具体的な方法について見ていきます。

していましたが、 例 となるのは平成5年に設立された年商約7千万円の会社で、 後に事業転換 して不動産賃貸業を経営しています。 元々は遊技場 経営者は を経営 現在73

歳。 億5千万円ある個 人資産は妻に全額相続 株式については娘を後継者として

現 防点 に お ける会社 の 純 資 産 には 7 億 円 で、 それを相続 税評 価 ベ I ス に 換 算 す

遺贈する計画を立てています。

2億3千400万円が相続税の対象となります。 ると3億6千万円となります。 株式の35%は既 に娘が所 有してい るため、 残り

終的に娘は合計で9千600万円を納税する必要が生じます。 係がないことから法定相続人には該当しないため、その分の2割加算も含めると、 後継者候補である娘は、 妻と前夫の間に生まれた子どもであり、 経営者とは血縁関

最

I0 年 路線価 式を相続する際には、 なお会社では現在、賃貸用の物件を建築するため銀行からの融資を受けてい 後にはその借入も完済する予定。また、 も高く、 将来的には株式の評価額がさらに上がることが予想されます。 その税負担を少しでも軽減させたいと考えています。 その賃貸物件は駅前という好立地 ますが、 娘に株 のため

#### 事業実態要件を満たすか、 特定資産の割合を減らす

金融資産と同様に かし賃貸物件のように自社で使用していない不動産は、 「特定資産」 と呼ばれ、 そういった資産が会社の総資産の 有価証券や現預金 70%

の状態では特例事業承継税制を利用することができません。 以上を占める場合は、 資産管理会社に当てはまってしまいます。 その ため、

特定資産の割合を70%未満に減らすことでも、本制度の適用を受けることが可能です。 たせば、 借している、 員が5名以上いる そこで考えられるのが、 本税制 商品販売等の事業を3年以上継続している、 の適用対象となることができます。 (後継者と同一生計 事業形態の拡張です。 の親族を除く)、 実は資産管理会社であっても、 ある Ū 事務所や は事業資産 という3つの要件を全て満 店舗を所 の割合を増や 有または 従業 賃

(1 などを購 の 具体的な手段としては、 が、 事業 入するとい の 拡張 による経営リスクです。 った選択肢が考えられます。 従業員5名以上の事業会社を買収するか、 しかしここで注意しなけ 事業用 れば の 木 ならな 動 産

ます。 少ない場合には、 要件を満たすため また、 投資した固定資産に対しては減価償却が年ごとに行われるため、 投資 に買収 した。 金額 した会社が赤字の場合や、 の回収が難 しく、 会社の収益性自体が下がっ 購入した事業資 産か らの て 資産価 しま 収 益 lι が

けるには、 た特定資産の割合が再び増加。 値としての経理上の金額は徐々に減少していきます。 事業資産へのさらなる投資を行わなければなりません。 何年後かには70%に近づくため、 するとその分、 適用要件を満たし続 一度は引き下げ

実際にどれだけのメリットが得られるのか、 今回ご紹介した会社では、事業会社の買収か投資用事業資産の購入の検討をしていますが、 に特例事業承継税制を利用せず、贈与税や相続税を支払った方がいいケースも出てきます。 このように投資額の回収や将来の収益性、その後の管理のことなども考慮すると、 シミュレーションを重ねながら慎重に話を進

けではありませんので、適用の効果やリスクも含め、まずは税理士などの専門家に相談し ともあれ、 特例事業承継税制の適用外だからといって必ずしも本税制を利用できないわ

てみることが重要です。

めています。

40

# 特例事業承継税制が普及しない理由とその解決策

があります。その大きな理由には、31ページで述べたように要件維持などの管理 わたって必要なこと。そして管理に不備があった場合には、重いペナルテ 特例 に適用されている件数が明らかに少なく、 事業承継税制は優れた制度であるにもか 実は普及があまり進んでいないという現状 かわらず、 全国 |の中 小企業 ィが課せら の数から見 が長期に ń

ことが挙げられます。

や届出を行い、 した場合には、 既 にご説明 したとおり、 再申請なども随時必要です。 一定の要件を満たし続けなければなりません。経営環境の悪化などが発生 特例事業承継税制では、 納税猶予が開始した後も定期的な報告

た厳格な書類の提出が求められるため、 つひとつの内容自体はそれほど難しいものではないものの、 期日や課題の管理が煩雑になってしまいます。 手続きが複数に及び、 ま

がなくなる時なので、それまでの間、 のため後継者が若ければ若いほど、 かも最終的な納税の免除は、 後継者の死亡時か次の後継者への引き継ぎ時、もしくは会社 管理期間も長くなります。 長期にわたって管理し続けなければなりません。

利子税や延滞税などの追徴金についても、 悪の場合には納税猶予が取り消され、 済んでしまうことも多々あることです。しかし事業承継税制では、そうはいきません。最 通常 の税制であれば手続きに多少のミスがあっても、 猶予されていた贈与税・相続税の全額にプラスして、 支払義務を負うことになってしまいます。 追加徴税などで後から納税すれば

## 制度の普及を阻む、税理士に対するリスク

社をサポートする税理士が制度の活用に消極的になってしまっている。そうした実態が このような管理・手続き上のリスクから、 企業や経営者のみならず、 それ以上にその会

この制度の普及を妨げる大きな要因となっています。

来であれば、 本税制は元来、 私たち税理士が自ら普及させていかないとい 中小企業庁と商工会議所と税理士会の三者で作 けない制度でもあります。 った制度です。 つまり本

な 士側 ことも可能ですが、 5 膨大な額 か がその損害賠償責任を負わなければなりません。 し万が一、税理士の過失によって納税猶予が打ち切られてしまった場合には、 になることも予想されます。 納税猶予額と追徴金を合わせると、 税理士職業賠償責任保険を適用 それだけではとてもカバ し 税理 する

担やリスクばかりが大きい本制度に、 は、 えると、税理士にとっては報酬にとても見合わない仕事とも言えます。 企業にとっては素晴らしい制度でも、 広範 囲 K わたる細 か い税制改正などにも、 積極的に取り組もうとする税理士が少ないのも 長期にわたる管理の手間と損害賠償のリスクを考 日 々対応しなければならない職業 ただでさえ税理 です。 無理 負

はありません。

高くて使いづらいもの」と、 強調して説明することで、税理士側が制度の利用を断念させるよう誘導してしまうケ さんがいました。 もあり得ます。実際に私が承継のお手伝いをしたクライアントにも、「本制度はリス むしろ少なからぬ税理士が、 場合によっては企業側が本制度について税理士に相談をしても、 詳しい内容を理解する前から決め付けてしまってい 企業に対する本税制の提言を避ける傾向にあるのも事実で その リスクば る経営者 か クが ース りを

シャリストです。 企業 の立 場からすれば、 その信頼する専門家から否定的な意見が出てしまえば、 顧問税理士は全幅の信頼を置いて納税を任せているプロ その選択肢を諦 の スペ

めても仕方ありません。

実のところ私自身も、 しかしながら特例事業承継税制は、ルールを守ってきちんと管理さえ続けられれば この制度の税理士への前向きな普及については頭を悩ませてきま

たち税理士を信頼してくれる企業のメリットを考えれば、 事業承継を行う中小企業にとって、非常に有益な制度であることは間違いありません。 税理士側からも積極的 に提案さ 私

れるべき選択肢だと私は考えています。

# 税理士のリスクを軽減するクラウドサービスの開発

C が きるクラウドソフトを開発してみてはどうか」とのご提案を受けました。 0 できな なんとか本制度のリスクを軽減し、 r p 0 В r a Ŏ か。 tionさんにご相談したところ、「リスク管理のために、 そんな悩みをある日、 企業はもちろん税理士の不安を和らげるような工夫 私の顧問先企業であるIT会社 の E 情報共有 n M が a で n

業承継」です。

要件の自動判定および提出書類の自動記入などにも対応。継続管理の手間とリスクを大幅 やアラートを送信して届出漏れを防ぐほか、要件維持のための定期モニタリングや、 確認することができます。また、報告書や申告書の提出期限が迫ると、 きるシステムで、パソコンやスマートフォンからいつでも手続きのスケジュールや進捗を 企業と税理士、 さらに金融機関などの支援機関が、クラウド上で連携して情報を共有で 関係各位にメール 主要

に軽減するサービスです。

地があるかもしれません。しかし、これまで1人で管理を担わなければならなかった税理 士の重責を、 もちろんリスクをゼロにすることは不可能ですし、システム自体にもまだまだ改善の余 いくばくかは軽くすることができる。そうした思いから、 このソフトは開発

されました。

ところで、そもそもリスクというものは、どんな業種であれ事業を行う企業であれば、

避けては通れないものです。

信頼を受け、その歴史や物語を未来へつなぐお手伝いができるのも、 全ブレーキとい 深刻な問題です。そのように危険性をはらむものは、そもそも最初から使うべきではない、 の企業努力で乗り越えることによって会社を存続させてきています。そうした企業からの にできるの というのも確かに1つの考え方です。しかし、そういった危険性をどうしたら安全なもの に少しでも不備があれば、大爆発を起こす可能性もあります。 自動 自 車業界に限らず、クライアントである経営者の方々は皆、 車ひとつをとっても、 か。 った進化が生まれ、今の車社会や自動車産業の発展があるわけです。 リスクに向き合いチャレンジを続けてきたからこそ、電気自動車や自動安 一歩間違えれば大きな事故を起こしかねません。 排気ガスによる環境汚染も それぞれ 税理士冥利に尽きる のリスクを自ら 燃料タンク

ものだと思います。

ならば企業を税制

面

からサポートする税理士も、

知恵を出し合ってリ

それが私の税理士としての考えです。

スクを乗り越えていかなければならない。

ら 不安を払拭できれば幸いです。 用を提言してみてほしいと思います。 いる税理士が、 本書を読んでこのサービスに興味を持った経営者や税理士の方がいらっしゃいました ぜひ気軽にお問い合わせをいただきたいと思います。また、 特例事業承継税制の利用に前向きでない場合には、ぜひこのサービス このシステムが、少しでも本制度に対する皆さまの もしも顧問をお 願 5 の活 Ĺ

ば、 業を承継する経営者の共通の願いではないでしょうか。次のパートではその点に触れます。 引き継ぐこと。そして引き継いだ会社を末長く安定させ、未来へ向けて発展させていくこ けたかと思 ここまでの内容で、 それによって社会に対し、中小企業の持つ価値や魅力を還元していくことこそが、事 それで良いというものではありません。情熱を注いできた会社をより良い形で後進へ います。 しかし本制度を利用する本来の目的は、 特例事業承継税制 の税務面におけるメリットや特徴をご理解 単に税金が猶予・免 除され 5 ただ

#### Part

#### 会社をもっと強くしよう 継を

未来の社会に向けて自社をよりよい形で後進に引き継ぐという大きな目的を達成するに

継を真の成功 税務面以外にもさまざまな課題を解決しなければなりません。このパートでは事業承 に導くには、 何が必要なのか考えていきたいと思います。

は

# **「譲りたいけど譲りたくない現経営者」と「自分に経営者が務まるか不安な後継者」**

中小企業の事業承継がうまく進まない大きな理由の1つには、 経営者自身の承継 に対す

る葛藤が挙げられます。

労させたほうがいいのではないか……。 だとしても、 の身を引くことの寂しさは、計り知ることができません。たとえ相手が信頼できる後継者 経営者にとって人生をかけて経営してきた会社は、自らの分身とも言える存在です。そ 引き継ぎには迷いが生じて当然です。まだ若すぎるのではないか、 不安は尽きません。 もっと苦

どう責任を取ればいいのか。引き継ぎへの戸惑いやためらい、家族や従業員の将来に対す ての責務を果たせるだろうか。自分が社長になって業績が落ち込むようなことになったら、 て築き上げてきた会社を引き継ぐには、大きな覚悟が求められます。果たして後継者とし 一方、会社を譲渡される側にとっても、経営は未知の世界です。先代の経営者が苦労し

る不安など、さまざまな悩みが頭をもたげます。

つまり経営者と後継者、 双方の抱える葛藤が、 事業承継の促進を阻害する大きな要因と

なっているのです。

承継 分と同じような苦労を味合わせてからでないと経営者は務まらない」という根性論的 トがあるという事実を、先代経営者は忘れています。 タンスに陥ってしまう方も少なくありません。また、先代経営者の中には、 経営者の中には、不安のあまり「後継者には楽して経営者になってもらいたくない。自 したときに相続税を払っているため、後継者も払うべきだという前例踏襲主義を唱え 事業承継税制で後継者が支払わない猶予金額を会社の事業に使えるメリ 自分が会社を こなス

が遠のくばかりです。 リスクばか もちろん後継者に対する心配の気持ちから来るものですが、経営者としての苦労や責任、 りが強調されると、 かえって後継者の不安やプレッシャーが増し、承継への道

### 経営者の地位こそが、経営者を育てる

か し私は、 後継者が経営者にふさわしい能力を身に付けるための最短ルートは、

営者」という地位ではないかと考えます。

とは不可能だからです。つまり経営者という地位を与えることこそが、後継者を一人前の 際にその立場に立って経験を積まない限り、 ません。経営者の中には「後継者にふさわしい人材がいない」と悩む方もよくいらっしゃ 当然のことですが、実際に社長に就任しない限り、社長としての実績を積むことはでき ある意味では仕方のないことと言えます。どれだけ知識があったとしても、 経営者としての自覚を持ち、 成長してい 、 く こ 実

れば、 前述のとおり特例事業承継税制は、 相続税・贈与税の納税猶予を受けられなくなってしまいます。 期間限定の特例措置です。今の内に準備を進めなけ 後継者の税務的な不安

経営者に育てていくのです。

を軽減するためには、今こそが承継を推し進める最高のタイミングと言うことができます。

るのです。今こそが葛藤を断ち切るチャンスと捉え、ぜひとも建設的な方向へ歩みを進め や相談役など、 しまい、というものではありません。代表権が後継者に移った後も、 不安はあるかと思いますが、M&Aと違って事業承継は、 新たな立場で後継者をバックアップし、事業の行く末を見守ることができ 会社を引き継いだらそれでお 先代 の経営者は会長

## 元気な内に経営者としての理念を引き継ぐ

ていただきたいと思います。

います。特に近年では新型コロナウイルス感染症の影響により、ビジネスを取り巻く環境 「まだまだ自分がやれるから」と、承継を先のことと考えている経営者の方もいらっしゃ

自体が大きく変化しつつあります。

会社も少なくないでしょう。 については先延ばしにしてしまうケースがますます多く見受けられます。 現在 の混乱した状況下では、 5 承継に向けた具体的アクションをなかなか起こせずにいる つかは必ずその時が来ると分かっていながらも、 承継 問題

を立派な経営者に育て上げるのも、 受け入れ、 かない」と思うかもしれません。しかし自らが元気で体力のある内に代表を譲り、 ただ見方を変えれば、新しい価値観が押し寄せている今だからこそ、 取り入れる感性を持った、 現経営者からすると、「今この状況で、 会社の将来にとっては重要な責務です。 若い世代が力を発揮するチャンスとも考えることが 無責任に経営を押し付けるわ それらを積極的に Ü Ŕ は 5

的にチャレンジしてもらい、それを一歩後ろから支えてあげることが重要なのです。 感してもらわなければなりません。そのためには後継者にそれができる立場を与え、 らうためには、経営者としての理念や喜び、やりがいや楽しさをきちんと伝え、それ 後継者に前向きな気持ちで事業を引き継いでもらい、会社をさらに発展させていっても 積極

営を成功させるためには何が必要なのか。どうしたら失敗のリスクを減らすことができる のか。経営者と後継者、そして彼らを支える税理士もまた、考えていかなければなりません。 もちろん、うまくいくばかりとは限りません。そのためにも、 事業承継の時点から、 経

# 全国の中小企業診断士と連携し、経営そのものを全面バックアップ

会社を譲る側と譲られる側、

それぞれの不安を払拭し、理想的な形でバトンを受け渡す

ためには、両者に対するさまざまな支援が必要です。特例事業承継税制もその1つです。 トすることは到底不可能です。 したが、税理士にできることは限られていますし、広範囲に及ぶ課題を税理士だけでサポ 税理士として、他にも企業のためにお手伝いできることはないだろうか、と考えてきま

### 「特例事業承継税制研究会」の設立

経理、 を総合的に支援するネットワークの必要性です。あくまで税理士や会計事務所は、税金や そこで考えたのが、 ファイナンスなどの課題解決に専念。その他の課題については、それぞれの専門家 税理士と各分野の専門家が連携することによって、経営者と後継者

が解決を後押しできるような組織です。

す。 経営に向けて指導を受けることができれば、余計な不安を抱えることなく事業に取り組み、 基本的なセオリーや管理すべき数字や情報の把握に関して、ノウハウを学ぶことができま いずれは自信を持って経営ができるようになるはずです。 経営者としての経験が浅い後継者も、 また、 重要な意思決定に際しても、 専門のアドバイザーに相談することが可能。 こうしたネットワークがあれば、 経営につい ての

このように経営者と後継者の両者が、 安心して会社を引き継ぐことのできる支援体勢を

作らなければならない。そうした思いから令和3年(2021年) に発足したのが、 特

例事業承継税制研究会」です。

継 まん事業承継」 に対する取り組みに興味を示してくださり、 前 述 した Ē n の存在を知った株式会社MBS M a n C o r p o r a t i o 同社の全面的なご協力の下、 n N さんと開発したクラウドサービス「えん e t w 0 r ksさんが、 我々 研究会を立ち の事業承

上げるに至りました。

支援を行っています。 務所と顧問 M B S N 先の中小企業に対し、各分野 e t w 0 特筆すべきは、彼らが「中小企業診断士」を中心とした会社である r k s さんは、 経営支援のコンサルティング会社で、全国の会計事 の専門家をコーディネートすることで課題 解 決 0

ント自体は世の中に無数に存在していますが、 中小企業診断士は、 経営コンサ ル タントに関する唯一の国家資格です。 その数から比べると公的資格を持った中小 経営コンサ íν

という点です。

企業診断士はどくわずかです。 つまり彼らは国に認められた経営コンサルタント集団とい

うことができます。

司法書士や弁護士、行政書士といった士業の方々とは関わりがあるものの、中小企業診断 課題解決を目指すには、適任とも言える心強い味方です。実は税理士はその業務の領域上、 さらに同社は、各専門家とも幅広い関係を築いています。 事業承継にまつわる経営面の

ことのできなかった、 し中小企業診断士と連携し合うことができれば、今まで税理士単体ではサポート 承継時の後継者教育や人事についての問題など、さまざまな課題解 -する

士の方とは意外と接点がないものです。

決を担うことが可能になります。

中小企業診断士だからこその役割があるはずだとおっしゃっていただき、 ありがたいことにMBS N e t w 0 r ksさんには、事業承継に関する課題に対して、 私の考えに賛同

してくださいました。

ムを組むことで、 このように全国 企業の事業承継を総合的かつ継続的に支えていくのが、 の税理士や会計事務所と、 中小企業診断士および各分野 て の の専門家が 「特例事業 チー

承継税制研究会」の目的です。

なるため、そのプロジェクト終了後の経過については業務の範囲外となってしまうことが 通常の場合、経営に関するコンサルティングはプロジェクト単位でのオーダーが基本と

先代の経営者と共にサポートを継続していく必要があります。そうでなければ、本当に事 会社の引き継ぎが完了した後も、まだ経験の浅い後継者が直面するさまざま課題に対し、 ほとんどです。しかし事業承継に関しては、それだけでは不十分です。

税理士と中小企業診断士の連携は、 中小企業に対して多くのメリットをもたらせるはず 業承継が成功したと言えるかどうか、分からないからです。

決方法を見つけ出す、 です。中小企業診断士は、実際にあった数々の経営事例の研究結果から、 いわばケーススタディの専門家。 個々の状況に応じた的確なアド 最適な問題の解

イスを提供することができます。

身に付けることができるはずです。 たとえご本人に特別な能力や経験がなかったとしても、最低限の安定した経営ロジックを クを活用し、後継者へ適切なアドバイスや教育プログラムの提供を行うことができれば、 より大きく幅広い、新たな視点から経営について学ぶことができます。私たちのネットワー になります。本人がそうしたノウハウを身に付けるまでの間、 りも大切なものです。しかし後継者にそれらを全て伝えるのには、それなりの時間が もちろん、先代の経営者が実際の事業経験を通して培った独自の知識やノウハウは何よ 中小企業診断士が いれば `必要

また、 実際にMBS N e t w 0 r k s のスタッフさんたちがそうですが、中小企業診

特徴的 には、 断士は、 実際に企業という組織 です。中小企業に対して的確なアドバイスを行うための専門的な知識や経 大企業でのサラリーマン経験を経てから資格を取得するケースが非常に多い の中で揉まれ、 組織 の ルール や会社 のスタイル、 事業 験を 0 何 得 のも た

るかを身をもって学ばなければならないからです。

持って 得意とする領域は人それぞれです。事業再生を得意とする人もいれば、 ファイナンスに強い人、 人ひとりがそうした経歴を背景に持っているため、一口に中小企業診断士といえども、 生産管理で強みを発揮する人など、キャリアごとに異なる長所を 人事が得意な人や

ができるのも、 の引き継ぎがスムーズに運ばなくなってしまう可能性があります。 にデリケートな課題を抱えていることも多く、1つきっかけを間違えただけで、 こうした個 性や経験値を適材適所で、 この研究会のメリットの1つです。 中小企業が抱える課題のテーマごとに生かすこと 特に承継問題に悩む企業は、 それ以降 その内部

側に安心感を与えることが極めて重要になります。各自の個性を生かすことで、1人の中 小企業診断士に任せきりにするよりも、 コンサルティングの精度を高められるのが、 この

組織ならではの強みと言えます。

# 「特例事業承継税制研究会」の今後の取り組み

継の課題や問題点、企業支援に役立つ制度の紹介などをテーマとしたセミナーを月額会費 す。その目標を達成するため、全国の税理士や会計事務所、また中小企業経営者や経営コ ら承継支援サービスを展開し、 1万円で月1回程度、 ンサルティングなどを行う支援者などに向け、定例の研究会も開催して参ります。事業承 特例事業承継税制研究会では今後、クラウドソフト「えんまん事業承継」を活用しなが オンラインを中心に開催する予定です。 2年間で約200社の承継支援を行うことを目指していま

所には イスを担っていただきます。 既 に事業承継税制を活用して顧問先への承継指導を行った経験を持つ税理士・会計事務 「エキスパート会員」として、事例の公開やスキー また、 まだ経験はないもの の事業承継税制を提案・ Ĺ の紹介など、 実務的 活用 なアド

顧問先企業を支援したいとお考えの税理士・会計事務所には「研究会員」として、本税制

の理解を深め、その普及促進を担っていただきたいと考えています。

ましたら、ぜひ私どもまでお問い合わせをいただきたく存じます。 けをするのが、 思っています。 ちろんのこと、 同研究会では中小企業診断士や専門家の方々とのネットワークを駆使し、中小企業はも 我々の最終的な目標です。もしこの活動に少しでも興味を持ってください それを支える税理士や会計事務所の皆さまの課題解決にも貢献 その結果、 事業承継を果たした中小企業がさらに大きく発展して 、く手助 た 5 ع

#### Part 3 税理士は 何のために存在するのか

ぜここまでしなければならないのかと疑問に感じる方がいても、おかしくはありません。 かし一口に税理士と言っても、仕事に対するスタンスは人それぞれです。中には税理士がな 税理士の立場から見たメリットや課題、そしてその解決策についてご紹介してきました。 そこでこの章では、私自身の税理士としての考え方について、少し掘り下げてお話しさ とこまで本冊子では、特例事業承継税制について、また、 事業承継そのものについて、一

せていただきたいと思います。

まずは私の経歴について、 簡単にご紹介させていただきます。

強をしていた頃のことです。と言っても、当時はそのまま就職するのか、それとも進学す るのかも決まっておらず、将来については何となくの漠然としたイメージしか持ち合わせ 私 が税理士という仕事を初めて意識したのは、 都内の都立第一商業高校で商業科目の勉

ていませんでした。

世代。 著名な一流大学に通うエリートでなければ、ほとんど可能性がありませんでした。しかし 本音を言えば、そもそも大企業で働くということ自体に、全く魅力を感じていなかったの わけではありません。ましてや私が生まれたのは昭和24年、 何しろ当時は職業を選ぼうにも、 仮に大手企業や銀行に入りたいと思っても、どこかにコネクションを持っているか、 今の時代のようにたくさんの選択肢が用意されている いわゆる戦後のベビーブーム

が正直なところです。

身分です。 士になるために必要な受験科目を学ぶこととなりました。しかしながら、あくまで学生の 結果的に私は進学を選び、今はなき公立の短期大学、 知識としては頭に入っても、税理士の実際の仕事については想像もできません 都立商科短大へ入学。 そこで税理

町工場 商売に対する見方が、変化していったのです。 ただ、 は一体どうしているのか、 の人たちが、どのように商売を行っているのか、少しずつ興味が湧いてくるように 税務について学んだことにより、普段の日常生活を送る中でも、 例えば当時は八百屋さんに買い物行くと、お金をざるに入れて保管している。 在庫管理や帳簿はどうやって管理しているのか。世の中の 商店街 の人々や

舗ではなく、 は言えない環境でしたが、そうした父親の仕事を身近に見ていたことが、もしかしたら影 り返ってみると私の実家では、父親が魚の行商を営んでおりました。行商ですから店 魚を自転車に積んで売り歩くという、非常に小さな商売です。決して裕福と

響しているのかもしれません。せっかく働くのなら、こうした商売を行う人たちの役に立

ちたいと思うようになったのです。

#### 税理士にしかできない仕事とは?

その後、 大学を卒業した20歳の私は、 東京都の公務員試験を受け、ひとまず公務員とな

に従事しました。

りました。

私の配属は

「出納事務所」という、

都の会計を統括する部署。

帳簿

での作成で

れでは大企業に勤めているのと変わらないではないか。 んが、本来役に立ちたいと思っていた人たちと接する機会があるわけではありません。 東京都という組織や公務員としての働き方を知るという意味では良かったかも 税理士になる決意をいよいよ固めたのです。 そうした思いから公務員の職を辞 しれませ ح

内のとある税理士事務所に勤務し始めました。 そうして昭和46年、 税理士試験に無事合格した22歳の私は、 業務は近所のクライアントさんの経理や税 親戚からの紹介により、

務が中心です。

しば。 うことです。場合によっては間違いの原因がなかなか見つからず、残業になることもしば にかく大変でした。 とにかく苦労したのは、 仕事は楽しいものでした。ただ当時はまだ、計算はそろばん、帳簿も手書きの時代です。 今ならパソコンで一発ですが、 計算に間違いがあった場合に、それをどうやって見つけるかとい 当時はどこに間違いがあるのかを見つけるのが、 ع

若い時にそれが一度でも許されていたとしたら、 では ただろうと思います。ほんの少しの金額の間違いでは、税金としては大した差が出るもの その当時、事務所によっては多少の間違いなら、「いいや」で済ませてしまうところもあっ な 5 からです。しかし私が勤めた事務所は、 今頃「まあ、 決してそれを許しませんでした。 いいや」が癖になっていた

れたことは、 か もしれません。 私 の税理士としての基礎になっています。 最初に勤めた事務所で、「まあ、 いいや」で済ませない体質を叩き込ま

できる仕事は、 方で2年、 一体何だろう」という疑問です。 3年とその事務所で働く内に湧き上がってきたのは、「税理士だからこそ

ティ が、 所長、 事務 勘や経験則によって行われていたのです。 Ì に学んできたわけではな がに ン そして私の3名だけでした。 の業務をきちんとこなし、 は30名ほどの職員がいたのですが、税理士の資格を持っている職員は所長と副 5 ため、 他の職員は資格とそありませんが皆ベテランで、 お客さんからも信頼を得 法律 の正確な解釈に基づいて行うべき基本的 てい ました。 ただ、 税法 な作 ル を体 Ì

分は将来的に税理士という資格をどのように生かしていくべきなのだろうか、 をこなすだけなら、 税理 士でなければ税理士事務所を作ることはできないものの、 税理士資格は必ずしも必要ではありません。 そうした状況 ただルーティー と考え始め にお ン 、の仕事 て自

たのです。

#### 結婚と独立、そして次世代へ

している女性の数は本当にごくわずか。 で出会ったのが、後の妻であり同志とも言うべき女性税理士です。その当時、 そうした疑問を抱いた私は、 税理士のための勉強会に参加するようになりました。そこ 彼女は私の10歳年上でしたが、そんな中で仕事を 税理士業を

続ける彼女は、憧れの先輩でもありました。

ことだということです。この価値観は彼女とも共通するもので、私たちは自然な流れで結 彼女からの薫陶や勉強を続ける中で気が付いたのは、 税理士の役割とは、納税者を守る

婚し、そして2人で事務所を作ることになりました。

計事務所です。 そして昭和53年、 東京都世田谷区の用賀で設立したのが、 現在 の前身となる粕谷税務会

K A S 婚 Ú YA税理士法人に改めたことです。 独立以降で大きな転機と言えるのは、 以来 この地で、 税理士としての歩みを進めて来ました。 ح 平成 の法人化の一番の理由には、 20 年 · に 個 人事務所を法人化し、 私自身が事業 現在

0

の承継問題に直面したことが挙げられます。

事務所 税理士をわざわざ探さずに済むのです。そのための手段として法人化を選びました。 ば引き継いでもらうことができる。そうすれば、 の個 税理 人事務所では、 の引き継ぎについてでした。 士の仕事を長年続け、やがて来る自らの引退を意識し始めた時、 彼らに事務所を引き継ぐことはできません。 当法人には4名の税理士が在籍していますが、 私が引退した後もクライアントは新しい しかし税理士法 思い浮かんだのは、 人に 私 すれ 名義

私

の持っている知識や技術、

実際

にス

タ ´ッ フ

が

引き継ぐかどうかはまだ分かりませんが、

緒に働いてい

る以上は、

自分たち

理念は伝えることができる。その上で次の世代は、

事務所になっているかもしれませんが、 の個性と考え方で事務所を運営していくものだと思っています。 それは仕方のないことです。 その結果、今とは違った より良い事務所にし

てくれることを願って、任せるしかないと思っています。

#### 納税者の権利、税理士の使命

をもたらすことができるか」ということが、私の税理士人生の核となるテーマだったよう 自分のこれまでの歩みを振り返ってみると、「どうすればお客さまの事業に、 メリ ノツト

に思います。

まで負担する必要は当然ありませんし、 くために、憲法で定められた大切なルールです。しかし税法で定められた範囲以外の税金 事業を行う経営者には、納税者として税金を支払う義務があります。世の中を支えてい 経営者には義務を負う以上、納税者としてメリッ

を実現できるように努力していくのが、 トを得るための 「権利」についても、 しっかり意識していただきたいと思うのです。 私の税理士としての使命だと考えています。 それ

# 納税者のために戦う税理士でありたい

税理 士の中には納税者の権利というよりは、 むしろ税務署の見解をきちんと守ることが

ません。

大切だとい

らスタンスの方もいらっしゃいます。

もちろん、それも決して間違いでは

あ

まり法律分野の資格です。一般的には混同されがちですが、実は公認会計士のような会計 かし、そもそも税理士という資格は、「税法」という法律を取り扱うためのもの、 の専門家として、監査証明する資格ではありません。

公認会計士の場合は、 企業の作成した財務諸表が適正なものかどうか、 細かく定められ

たルールの中で厳しく監査を行わなければならないため、 処理の緻密さや正確性が 一番に

求められます。

て税務に関する業務全般を担当するのが、 税理士が専門としているのは、 税法という法律です。 その役割。つまり会計士より、 法解釈を含め、 むしろ弁護士と 企業に対し

同じ分野の職業と言うことができます。

処理についての知識までは問われていません。そのため弁護士が実際に税理士業務を行う 士 め ことは難しく、 には、 事実として法律上の規定においては、 税理士と同様、 法解釈以外の業務、 現実には税理士が、言うなれば法律の特殊領域として、 税法に関する業務も行うことが許されています。 つまり税法に必ず付随してくる会計や所得計算といった税務 弁護士は全ての法律事務を対象職務としてい とは言うもの 専門的に業務に当 0) 弁護 るた

たっているのです。

解釈を巡って、クライアントに不当な不利益が生じるようなことがある場合には、 立場に寄り添い、 士業として法律を専門に扱うからには、それこそ弁護士がそうであるように、 時には権力と戦う場合があってもお か しくはありません。 もしも税法 依頼者の たとえ の

相手が権力であろうとも、 全力で立ち向かわなければならないのです。

てしまいます。 そうでなければ税理士は納税者にとって、 したがって税理士という職業には本来、納税者の権利を守るための職務が、 単に税金を国に支払うためだけの存在になっ

初めから内包されていると言えるのです。

### 税理士は何のために存在するのか

同時に、 税理 土は、 納税者が持っている権利を守り抜くという、 クライアントが納税という形できちんと義務を果たせるよう手助けする 士業としての社会的使命を背負って のと

うのが**、** らこそ、 います。 税理士としてのあるべき姿だと私は信じています。 納税者であるクライアントの皆さんのメリットを第一に考えて業務に当たるとい 納税者に義務ばかりが課されるようなことがあっては、 絶対になりません。だか

この冊子を通してご紹介してきた、 特例事業承継税制に対する一連の取り組みも、そう

した私自身の理念に基づくものです。

理士だってビジネスです。独立した法人である以上、自分の力で食べていかなければなり からない」といった価値基準で、仕事を区別するべきではないと思うのです。もちろん税 税理士という職業の存在意義を考えた場合、 確 か に特例事業承継税制は、 税理士にとってリスクの大きな制度ではあります。 単純に「リスクがある・ない」、 儲 かる

にこなせるような人がいたとしても、資格を持っていない一般の方であれば参入してくる か しながら税理士は、あくまで独占業務です。たとえ税法を知り尽くし、 税務を完璧

えれば、 ことはできません。 般企業のような厳しい競争社会に身を置かれているわけではないのです。 つまり競合相手と呼べるのは、基本的に同じ税理士だけです。そう考

夢半ばで倒れていく会社がほとんどです。 どうかという確率です。 の世界で戦っています。 我々、 税理士のクライアントである中小企業経営者の方々は皆、 自ら会社を興して、それを成功させられるのは10人に1人いるか 必死の努力にも関わらず、時代や世の中の流れとマッチングせず、 本当に過酷なビジネス

した厳 た。私にとっては同世代の同志という以上に、尊敬できる師と言っても過言ではありません。 特 に私と同世代の、今まさに承継問題に直 ,現実を30年40年と長年にわたって戦い抜き、 面 しているベビーブーマーの経営者は、 社会の発展に貢献してこられ そう

たい。 そうした経営者の方々には、本人が心から望む形で経営者人生を締めくくっていただき そのためのお手伝いが少しでもできるのであれば、税理士として生きてきた自分に

とって、これほど嬉しいことはありません。

らした時代を何とか生き抜こうとする経営者の皆さまの気持ちに寄り添いながら、自らの ん。しかし中小企業にとっては、それ以上に難しい時代です。私自身も税理士として、そ 先行きが見えない今の世の中の状況は、確かに税理士にとって難しい時代かもしれませ

使命に向かって挑み続けていきたいと考えています。

78

## 自社を未来へ!

題について」によると、中小企業経営者の平均引退年齢は、中規模企業で6・7歳、 中小企業庁が平成30年(2018年)に作成したレポート「事業承継に関する現状と課 小規

模事業者では70・5歳まで上昇推移していることが報告されています。 その一方で、事業承継の準備状況についてのアンケートでは、「既に準備をしている」

問題の難しさと厳しい状況が浮き彫りになっています。中小企業を取り巻く近年の状況か と答えた会社は、経営者が70代・80代の場合でも過半数を下回る結果となっており、 承継

ら考えると、これらの状況は、ますます深刻化していることが予想されます。

この冊子を読んでくださった皆さまの中にも、 今まさに引退について悩んでいる経営者

育ててきた会社は、 がいらっしゃるのではないでしょうか。 一体どうするべきなのか。 果たして自分が引退する際、 経営者であれば悩んで当然の、 生涯をかけて必死で 最後にして

最大とも言える難題です。

大仕事を、 本冊子で紹介した特例事業承継税制は、そうした経営者人生の総決算とも言える最後の 本心から納得できる形で終えるための選択肢としてご紹介したものです。

ろん事業承継だけが正しい選択肢とは限りません。

も和らげられるよう、私も全力で支援させていただきたいと考えています。 を引き継いで行ってもらいたいと思うのであれば、事業承継に関する迷いや悩みを少しで かしもしあなたが、 自らの手で築き上げてきた会社を後進に託し、 未来に向けて事業

会社の未来を最終的に決断できるのは、経営者であるあなただけです。

最終的にどのような選択肢を選ばれるとしても、 経営者人生の締めくくりを後悔のない

共にした従業員のためにも、まずは未来への第一歩を踏み出していただきたいと思います。 ものにするためには、今しかできないことがあるはずです。自らのためにも、 また苦楽を

皆さまにも、大きな不安とプレッシャーが伴います。しかし経営者と後継者、そして税理 と思います。 士の三者が互いに連携し合うことができれば、必ずや会社をより良い未来へ導いていける ちろんのこと、会社を引き継ぐ後継者の皆さまにも、またそれを税務面で支える税理士 既に述べてきたとおり、実際に事業承継を実行するに当たっては、経営者の皆さまはも の

ど相談いただけますと幸いです。 を行って参ります。 家の方々とのネットワークやクラウドソフトを活用することで、そのためのバックアップ 私どもが立ち上げた特例事業承継税制研究会では、中小企業診断士をはじめとした専門 承継問題にお悩みの企業の方がいらっしゃいましたら、ぜひお気軽に

また、 企業それぞれの事情や状況に応じ、 臨機応変なサポートを行っていくためには、

さんがいらっしゃいましたら、ぜひお力を貸していただきたく存じます。 企業を支える税理士さんの存在が欠かせません。少しでも興味を持ってくださった税理士

向きな一歩を踏み出すための一助となることを願っております。 来へ向けて末長く残していくためにも、 理念やノウハウは、社会全体にとってかけがえのない財産です。そうした貴重な財産を未 最後になりますが、中小企業の皆さまがこれまでに築いてこられた独自の技術や知識 本冊子が少しでも皆さまの気持ちを明るくし、

前

#### 粕谷 行政書士。昭和46年税理士試験に合格。 MBS特例事業承継税制研究会会長。 幸男(かすやゆきお

税原理から税制改革を検証」(共著、 書に「相続と税の実務に関する32ポイント」(共著、令和元年、日本加除出版)、「租 KASUYA税理士法人を設立。平成14年4月より横浜商科大学非常勤講師。著 て粕谷税務会計事務所を開業。平成11年東京税理士会常務理事に就任。平成20年 平成16年、法律文化社)など。 KASUYA税理士法人代表税理士。特定 昭和48年税理士登録。昭和53年に独立し

「特例事業承継税制」のススメ事業承継の贈与税・相続税が実質ゼロになる

著者 MBS特例事業承継税制研究会 会長2022年7月5日発行

KASUYA税理士法人 代表税理士

粕谷幸男

構成 高千穂圭吾

ブックデザイン(村岡志津加(Studio Zucca)



